

中部スノーアライアンス（株）スキー場利用約款

中部スノーアライアンス株式会社

第1条 約款の適用

当社が運営する高鷲スノーパーク・ダイナランド・ひるがの高原スキー場(以下「当施設」といいます)におけるスキーその他の雪上のスポーツや遊びに関する利用は、本約款および「索道事業運送約款」ほか当施設が定める諸規則に従ってご利用頂きます。本約款に定めのない事項については、「スノースポーツ安全基準」(全国スキー安全対策協議会策定)に準じます。

第2条 利用契約の成立

当施設を利用される方が、利用当日に本約款を確認のうえ、リフト乗車券をお買い求め頂くこと、または、乗車引換券(シーズン券、無料招待券等を含む)を換え頂くことにより、当施設はリフト乗車券購入者または乗車券引換者を施設の利用者として引き受けすることになります。

第3条 滑走の際の注意事項

スキー・スノーボード・その他当施設が許可をした滑走具を使用する場合には、次のような危険に遭うことがあります。施設利用者はこれをよく理解して注意深く行動し、安全な利用に心がけてください。

- (1) 降雪・吹雪・雨・濃霧など天候にともなう危険
- (2) 崖・急斜面・溝・沢など地形に伴う危険
- (3) アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など雪質や雪面の状態による危険
- (4) 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険
- (5) リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マットなど人工の工作物との衝突による危険
- (6) 雪上車両との衝突の危険
- (7) 利用者のスピードの出し過ぎによる危険
- (8) 自己転倒による危険
- (9) 他の利用者との衝突による危険
- (10) 疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険
- (11) 不適切な用具の使用などによる危険
- (12) その他、これらに類する危険

第4条 スキー場での行動規則

スキー・スノーボード等には、様々な特有の危険があり、特にスピードを伴うことから、利

用者は自身の事故防止と他者の安全に対して次の通り責任と注意義務があります。

(1) 行動の一般的な注意

常に周りをよく見て滑り、技能・地形・天候・雪質・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも他の人や障害物を避けられるように滑り方を選んでください。

(2) 他の利用者への責任

利用者は決して他の人の体や持ち物に危害を与えないでください。

(3) 前を滑る人への配慮

後ろや上から滑っている人は、先を滑っている人に危険が無いよう進路を選んでください。

(4) 追い越し

追い越す時は、追い越される人がどのような行動を取っても危険が無いよう十分な間隔を開けてください。

(5) 下を滑る時の注意

コースに合流するときや、斜面を横切るとき、また滑り始めるときには、後方、上方に注意して自分にも他人にも危険のないよう確かめてください。

(6) コースをふさがない

コースの中で必要なく立ち止まったり座り込んだりしないようにしてください。狭い所や、上からの見通しのきかない場所は特に危険であるため、転んだ時は出来るだけ速やかにコースをあけてください。

(7) 登り・歩き・立ち止まり

登る時、歩く時、また立ち止まる時は、コースの端を利用してください。また、上から滑ってくる人には特に注意してください。

(8) 流れ止めをつける

スキー、スノーボード等には必ず流れ止めをつけてください。

(9) 標識や警告・指示の尊重

標識や掲示物・放送等スキー場の警告に注意し、且つパトロールやスキー場係員の指示には必ず従ってください。

(10) 障害者用スキーへの配慮

滑降中の障害者用スキーの近くを通る時はその滑走を妨げないように注意してください。

(11) 助け合いと協力の義務

事故に遭遇した時は、事故当事者であるか否かに関わらず、救急活動と通報に協力をしてください。その際当事者、目撃者を問わず、身元を確認させていただくことがあります。

第5条 禁止行為

(1) 滑走禁止区域を滑走する行為

(2) 閉鎖中のコースを滑走する行為

- (3) 立木・リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの間近を滑走する行為
- (4) 他の利用者の間近を滑走する行為
- (5) 他の利用者の滑走を妨げる行為
- (6) 圧雪車・スノーモービルなど全ての雪上車両に近づく行為
- (7) リフトの運行を妨げる行為
- (8) 飲酒や薬物等の影響により、心身が正常でない状態で滑走する行為
- (9) 長時間コース内で立ち止まったり座り込んだりする行為
- (10) コース内に荷物などを放置する行為
- (11) 指定場所以外でゴミ等を捨てる行為
- (12) 標識・掲示物・ネットなどを毀損する行為
- (13) 許可なくドローンを飛行させる行為
- (14) コース内に犬やその他の動物を放したり、持ち込む行為
- (15) その他、これらに類する行為
- (16) 指定の場所以外での喫煙行為

第6条 徐行義務

以下の状況では徐行してください。

- (1) 徐行の標識（「SLOW」の標識を含む）があるところ
- (2) 地形や障害物で、前方が見えにくいところ
- (3) シーズン初めや春先など積雪が十分でないとき
- (4) 降雪・吹雪・濃霧・日没時などで視界が悪いとき
- (5) ホワイトアウト(天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況)のとき
- (6) リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの人工の工作物、その他障害物に近づいたとき
- (7) コースの合流地点やコースが狭いところ
- (8) コースの脇や末端に近づいたとき
- (9) リフトの乗り場や降り場に近づいたとき
- (10) コースが混雑しているとき
- (11) 救助等のために出動しているパトロールや動いている雪上車両に近づいたとき
- (12) その他、徐行しないと危険な箇所を滑走するとき

第7条 子供の保護者・付添人の責務

- (1) 保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険に合わせないように努めてください。
- (2) 保護者・付添人は子供に対して、スキー場で守るべきルールについて指導してください。
- (3) 子供だけでのリフト乗車が搭乗中の安全、非常事態における救助活動に支障をきたす恐れがある場合は、乗車を避けてください。

第8条 利用者への賠償請求、費用請求及び免責事項

- (1) 当施設では、法令、本約款その他当施設が定める諸規則に違反した行為によって発生した事故、利用者同士の衝突事故やトラブル等につき一切の責任を負いません。
- (2) 当施設内での用具等の破損、盗難紛失等、駐車場での車両他持ち物の破損盗難及び車両事故について一切の責任を負いません。
- (3) 利用者が、法令、本約款その他当施設が定める諸規則に違反した行為によって、当施設に損害または賠償費用が発生した場合には、その事故を発生させた利用者に対してこの損害の賠償及び発生した費用を請求いたします。
- (4) 管理区域外で発生した事故、遭難、怪我等による捜索、救助については消防署への通報とし、当施設は捜索、救助を基本的に行わないものとします。
- (5) 上記(4)を前提としながらも管理区域外において捜索、救助の要請があった場合、もしくは滑走禁止区域及び閉鎖中のコースにおいて利用者からの救助要請があったとき、当施設は救助終了後、これらにより発生した人件費、救助器具費、雪上機器費、索道運行費、水道光熱費その他の経費を別記の通り利用者に請求いたします。

第9条 退場措置

- (1) 当施設は利用者が滑走禁止区域での滑走他、法令、本約款その他施設の定める諸規則又は当施設の係員等の指示を守らない場合は、如何なる場合でもパトロール隊他当施設係員が引き止め、当日のリフト券を没収の上、当施設から退場させることができるものとします。
- (2) 前項により当施設係員が利用者を退場させた場合であっても利用者に対しリフト券料金他、駐車料金、レンタル料、スクール料等その他一切料金の払戻しは行いません。
- (4) 当施設は、第1項本文に該当する利用者に対し、以降の入場をお断りすることができるものとします。またシーズン券保有者は当該シーズンの効力を失効させるとともに、翌年以降のシーズン券購入を拒否することができるものとします。

第10条 不可効力

風、雷、大雪等、天候災害による不可抗力に基づく事由により、利用者の安全が確保できないおそれがある場合には、リフト及び施設の全部又は一部の営業を休止することがあります。またその際の払い戻し、保障は致しかねます。

第11条 その他

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会団体及び反社会団体員等の方々のご利用は、固くお断りいたします。

以上

滑走禁止区域、閉鎖コースでの救助・搬送等の費用請求について

| 項目 | 単位 | | 金額 |
|-----------|----|----|---------|
| 救助隊員出動 | 1人 | 1回 | 15,000円 |
| ボート搬送 | 1台 | 1回 | 10,000円 |
| スノーモービル出動 | 1台 | 1回 | 10,000円 |
| 雪上車出動 | 1台 | 1回 | 50,000円 |

※救助隊員出動時間は1時間程度を想定しています。

長時間におよぶ捜索・救助の場合は別途請求します。

※救助隊員出動人数、使用機器は当方で判断します。

※捜索・救助時に特殊器具等を使用した場合は別途

相当する機械損料を請求します。

※その他必要な費用が発生した場合は別途請求します。

※状況が悪く救助隊員に危険をきたす恐れのある場合は救助を中止することがあります。